**平成２２年（フ）第８０号**
佐賀県鹿島市大字高津原3567番地６
破産者　光武　春義
１　決定年月日　平成22年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（フ）第１０９３号**
福岡市中央区平和３丁目８―16―201号
破産者　フロンティアホームズこと　畑　　隆淳
１　決定年月日　平成22年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３２８６号**
福岡県大野城市山田１丁目８番14号
破産者　吉武　敏三
１　決定年月日　平成22年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第５１５号**
岩手県奥州市水沢区羽田町字並柳27番地
ビッグシャトーＣ　202号室、開始決定時の住所宮城県名取市相互台２丁目８番地の10
破産者　横田　　渚
１　決定年月日　平成22年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第５５６号**
仙台市太白区桜木町30番12号
破産者　畠山　義孝
１　決定年月日　平成22年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第５６６号**
宮城県黒川郡大衡村大衡字松本46番地
破産者　織田　安子
１　決定年月日　平成22年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第５６号**
水戸市元吉田町2277―37、住民票上の住所水戸市元吉田町2816番地の９
破産者　佐々木正人
１　決定年月日　平成22年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第２９５号**
神奈川県横須賀市平和台３番６―504号
破産者　星　　浩志
１　決定年月日　平成22年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第１２９号**
福島県二本松市上長折字加藤木518番地
破産者　齋藤ミネ子
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２２年（フ）第１３５１号**
神奈川県大和市深見3600番地２　ロイヤルプラザ大和312号
破産者　中山洋一朗
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２３９号**
富山市山室42番地６、開始決定時の住所富山市豊城町４番19号
破産者　彩工房こと　川尻　敏昭
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第７６３号**
愛知県豊田市保見ケ丘６丁目１番地　公団120―502号
破産者　三田　　明
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第６３号**
愛知県新城市豊栄228番地１
破産者　中島　正江
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第１８７号**
和歌山県岩出市西国分515番地の２　106号
破産者　山田　行雄
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第２２号**
和歌山県田辺市湊968番地
破産者　宮本　榮輔
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２１年（フ）第１５号**
福岡県八女市本町100番地
破産者　高橋宗平商店こと　高橋　貞記
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

**平成２１年（フ）第１７号**
福岡市早良区西新７丁目１番45―503号
破産者　高橋　修也
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

**平成２２年（フ）第９９号**
宮崎県延岡市南一ケ岡５丁目２―３、住民票上の住所宮崎県延岡市南一ケ岡５丁目２番12号
破産者　石井潤一郎
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

## 免責許可決定

**平成２２年（フ）第２６５号**
栃木県宇都宮市江曽島町1425番地１　レジデンス江曽島402号
破産者　武田　秀徳
１　決定年月日　平成22年８月３日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係